平成２６年（フ）第８２号
岡山県総社市真壁1424番地29
債務者　杉田　宏幸
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
岡山県倉敷市北畝１丁目11番16号　和孝レジデンス403号室
債務者　塚原　秀雄
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
岡山県倉敷市栗坂1009番地　エステート中庄105号
債務者　大森　宏純
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
岡山県倉敷市大内1013番地５　大内マンション４号室
債務者　髙見　直美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
岩手県北上市下江釣子13地割62番地４
債務者　小原　　潜
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４５号
さいたま市見沼区東大宮１丁目73番地25　リューベルＩ203号
債務者　田中　英司
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４９号
さいたま市緑区東浦和４丁目13番地３　ハイムトレンディ１号101
債務者　清水　淳也
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
埼玉県幸手市栄４番22―103号、旧住所埼玉県幸手市栄６番２―203号
債務者　日下部武士
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０９号
埼玉県蓮田市関山４丁目２番39号　関山ハイツ202号
債務者　清水美津穂（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５２号
さいたま市西区大字指扇2681番地３、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町西小針３丁目160番地２
債務者　片山　恭一
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
埼玉県越谷市大字袋山1513番地１　サミーコート越谷406
債務者　渡邊　飛鳥
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町２丁目530番地の１―101、前住所兵庫県伊丹市宮ノ前２丁目３番18―101号
債務者　喜嶋　雅人
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
大阪府泉佐野市佐野台７番地の１佐野台住宅14―211
債務者　田中　勇介
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
大阪府貝塚市澤1337番地７
債務者　岸本　恭子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
大阪府泉佐野市下瓦屋６丁目２番37号まるは釣具泉佐野店202
債務者　塩野　信幸
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
大阪府泉佐野市上瓦屋676番地の１
債務者　伊禮　大志
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
大阪府貝塚市東山２丁目14番６号
債務者　寺脇和歌子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係